

**Care Show Japan 2026 静岡県ブース出展運営・装飾等業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目 的

（公財）静岡県産業振興財団が出展する「Care Show Japan 2026」において、静岡県内企業出展に係る出展準備の統括管理、会期中の出展者支援・販促業務、及びブース装飾等を行うことにより、県内のウェルネス産業関連企業の活動を支援する。

2 概 要

（１）業務名

Care Show Japan 2026 静岡県ブース出展運営・装飾等業務委託

（２）業務内容

別紙「Care Show Japan 2026 静岡県ブース出展運営・装飾等業務委託 仕様書」
（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務期間

委託契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

（４）見積上限額

金 2,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を見積金額の上限とする。

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は失格とする。

（５）履行場所

静岡県内及び展示会会場（東京都内）

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれも該当する者とする。

（１）仕様書のとおり展示会出展に係る出展者支援及びブース装飾の企画、運営が可能な者

（２）類似の展示会出展運営、装飾業務の実績がある者

また、次のいずれかに該当する事業者は応募できません。

（１）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（厚生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

4 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 公募型プロポーザル参加申込書【様式1】 | 1 部 |
| (2) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書【様式2】 | 1 部 |
| (3) 見積書 | 1 部 |
| (4) 提案企画書（任意様式） | 4 部 |
| (5) 事業実施体制図（任意様式） | 4 部 |
| (6) 直近3ヵ年の決算資料（貸借対照表、損益計算書） | 4 部 |
| (7) 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類 | 4 部 |

なお、提案企画書の内容は、仕様書に沿った企画内容の他、6 選定（2）審査基準に規定する内容を含むこと。

5 提出書類の受領期限及び提出方法、提出先

(1) 受領期限

上記4 提出書類 令和7年10月24日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

郵送または持参

(3) 提出先

公益財団法人静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター プロジェクト推進部 宛
郵便番号 420-0853
静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階

6 選 定

(1) 選定方法

選定は、公益財団法人静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター内に設置する審査会において、審査基準に基づき実施する。

(2) 審査基準

項目		審査の観点
1	【運営業務】 出展支援運営業務	・出展者に係る出展準備手続きから当日の出展支援、販促業務等、会期前から会期後までの支援体制が調整されているか。
2	【装飾業務】 ブースの装飾・デザイン	(1) イメージ 静岡県ブースとして一体感のあるデザインか。 (2) 視認性・アピール度 来場者に対する訴求効果・視認効果は高いか。 (3) コンセプトイメージ ブース全体のデザインは、ウェルネスビジネスのPRに適しているか。

3	【装飾業務】 ブースの構成等	(1)回遊性 来場者の動線が考慮されているか。 (2)機能性 出展社にとって使い勝手(商談、実演のしやすさ)のよいプランか。 (3)適正配置 展示スペース等について展示内容に適した配分、配置となっているか。
4	同様の開催実績	・同様の開催実績があるか
5	実施能力・体制	・事業遂行可能な能力及び体制を確保しているか
6	見積書の妥当性	・見積積算が提案内容に応じた妥当な内容か

(3) 結果通知

審査結果を決定次第、採用の可否のみを応募者全員に文書にて通知する。

7 契約方法

提案内容に沿って、契約についての協議・調整を行った上で、(公財)静岡県産業振興財団と選定された者の双方が合意に至った場合に業務委託契約を締結する。

なお、提案内容の具体的仕様については、契約時までにはすべてを確定させることが困難な場合は、確定できる部分を除き、企画案ベースの仕様で契約を締結することとし、当該部分については、両者の協議により確定させることがある。

8 その他

(1) 提案書類は返却しない。

(2) 企画提案に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

9 問合せ先

公益財団法人静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター プロジェクト推進部
〒420-0853

静岡県静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 2 階

TEL : 054-254-4513 FAX : 054-253-0019

E-mail : newfoods@ric-shizuoka.or.jp